

## 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行のための様式を定める要綱

(趣旨)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「法」という。)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号。以下「政令」という。)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則(昭和25年厚生省令第31号。以下「省令」という。)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神科病院の管理者の報告に関する条例(平成18年岡山県条例第78号。以下「条例」という。)及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和59年岡山県規則第20号。以下「規則」という。)の施行のために使用する様式を、次のとおり定める。

(様式一覧)

様式番号	様式名	関係規定
第1号	精神保健指定医の診察及び保護申請書	法第二十二条第二項
第2号	精神障害者退院申出届	法第二十六条の二
第3号	診察依頼書	規則第四条第一項
第4号	措置入院等診断書	規則第四条第二号
第5号	診察通知書	法第二十八条第一項
第6号	措置入院決定のお知らせ	法第二十九条第三項及び規則第六条
第6号の2	入院措置通知書	規則第六条
第6号の3	措置入院通知書	規則第六条
第6号の4	措置入院決定報告書	規則第六条の三
第7号	移送に際してのお知らせ	規則第六条の二第一項
第7号の2	移送に際してのお知らせ	法第二十九条の二の二第二項及び規則第六条の二第二項
第8号	入院措置解除通知書	規則第七条
第9号	入院者の措置解除通知書	規則第七条
第10号	措置入院者症状消退届	法第二十九条の五
第11号	措置入院者死亡届	規則第九条
第12号	措置入院者転院申出書	規則第十条
第14号	費用徴収月額決定通知書	規則第十二条第七項
第15号	世帯調査	法第三十一条第二項及び規則第十三条

第16号	支払義務者異動届	規則第十三条
第17号	入院費用減免申請書	規則第十四条第二項
第22号	医療保護入院届	法第三十三条第七項
第23号	特定医師の診察による医療保護入院届	法第三十三条第七項
第25号	医療保護退院届	法第三十三条の二
第26号	応急入院届	法第三十三条の六第五項
第26号の2	特定医師の診察による応急入院届	法第三十三条の六第五項
第27号	同意書	法第三十四条第一項
第27号の2	移送に際してのお知らせ	法第三十四条第四項において準用する第二十九条の二の二第二項及び規則第十九条
第28号	措置入院者定期病状報告書	法第三十八条の二第一項
第29号の2	任意入院者定期病状報告書	法第三十八条の二第二項及び条例第三条
第29号の3	医療保護入院者の入院期間更新届	法第三十三条第九項
第30号	退院等請求書	法第三十八条の四
第31号	精神障害者探索依頼書	法第三十九条第一項及び規則第二十二条第一項
第32号	措置入院者仮退院許可申請書	規則第二十三条第一項
第33号	措置入院者仮退院許可書	法第四十条及び規則第二十三条第二項
第34号	仮退院者帰院届	規則第二十三条第三項
第34号の2	障害者手帳交付申請書	法第四十五条第一項、第四項及び政令第九条第一項
第35号	診断書（精神障害者保健福祉手帳用）	省令第二十三条第二項第一号
第36号	障害者手帳記載事項変更届・再交付申請書	政令第七条第二項、第四項及び第十条第一項
第37号	障害者手帳返還通知書	法第四十五条の二第三項及び規則第二十五条第一項
第38号	診察通知書	規則第二十五条第二項

附 則  
この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年8月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月7日から施行する。